

適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)

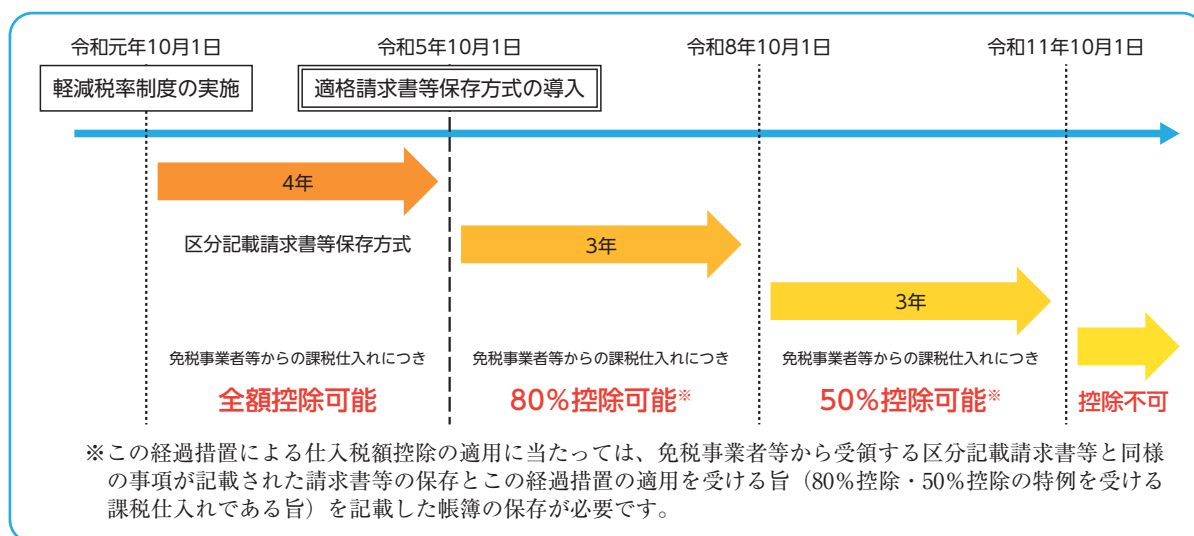
1 適格請求書等保存方式の概要

令和5年10月1日以後、区分記載請求書等保存方式における請求書等の保存に代えて、「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書等」の保存が仕入税額控除の要件となります。適格請求書発行事業者は、取引の相手方である課税事業者から求められた場合、適格請求書等の交付及び写しの保存が義務付けられます。

適格請求書には、区分記載請求書の記載事項に加え、適格請求書発行事業者登録番号(令和3年10月から登録申請の受付開始)、適用税率及び税率ごとに区分して合計した消費税額等を記載する必要があります。

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

- 適格請求書等保存方式の導入後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者(以下「免税事業者等」といいます。)から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。
- ただし、制度導入後6年間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。



2 適格請求書発行事業者の登録制度

適格請求書発行事業者の登録を受けることができるのは、課税事業者に限られますので、免税事業者は登録を受けることができません。

免税事業者であっても、課税事業者を選択することで、適格請求書発行事業者の登録を受けることができます。

適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は、納税地を所轄する税務署長に登録申請書を提出する必要があります。

なお、登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である令和3年10月1日から提出することができます。

また、その登録申請書の提出を受けた税務署長は、登録拒否要件に該当しない場合には、適格請求書

発行事業者登録簿に法定事項を登載して登録を行い、登録を受けた事業者に対して、その旨を書面で通知することとされています。

登録を受けるには

- ◆ 登録申請書を提出する必要があります。

登録を受けようとする事業者は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」(以下「登録申請書」といいます。)の提出が必要です。

申請から登録までの流れ

- ◆ 税務署による審査を経て、登録された場合は、登録番号などの通知※及び公表が行われます。
※税務署から登録通知書が交付されます。

通知される登録番号の構成は、以下のとおりです。

- ・法人番号を有する課税事業者
「T」(ローマ字) + 法人番号(数字13桁)
- ・上記以外の課税事業者(個人事業者、人格のない社団等)
「T」(ローマ字) + 数字13桁(注)
(注)13桁の数字には、マイナンバー(個人番号)は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号となります。

- ◆ 公表情報は、インターネットを通じて確認することができます。

確認できる事項は以下のとおりです。

- ・適格請求書発行事業者の氏名又は名称
- ・登録番号、登録年月日(取消、失効年月日)
- ・法人の場合、本店又は主たる事務所の所在地
※上記のほか、事業者から公表の申出があった場合には
 - ・個人事業者:主たる屋号、主たる事務所の所在地
 - ・人格のない社団等:本店又は主たる事務所の所在地

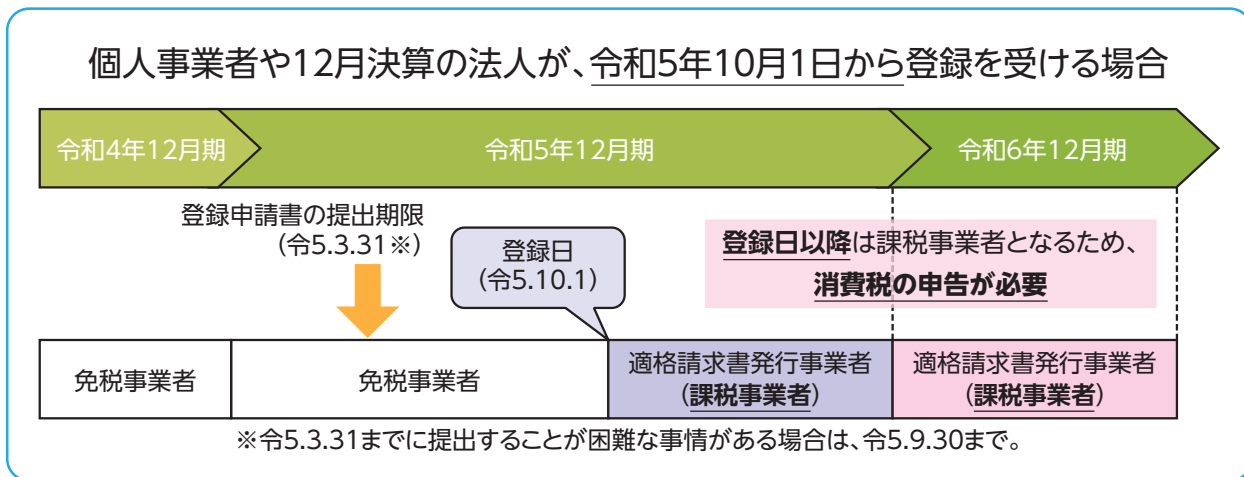
免税事業者の登録手続

- ◆ 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者を選択する必要があります。

○「消費税課税事業者選択届出書」※を提出し、課税事業者を選択するとともに、課税事業者となる課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに登録申請書を提出します。

※原則として、課税事業者選択届出書を提出した課税期間の翌課税期間から、課税事業者となります。

○ただし、令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けた場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。
したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。



適格請求書発行事業者の登録に当たっての留意点

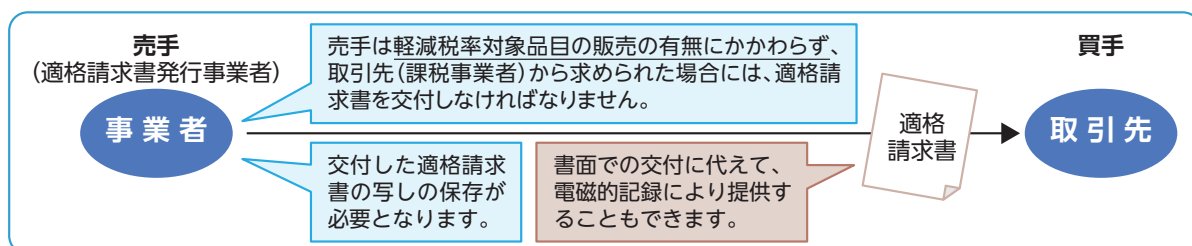
- ◆ 適格請求書発行事業者になると…
 - 基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、申告が必要です。
 - 取引の相手方(課税事業者に限ります。)から求められたときは、適格請求書を交付しなければなりません(交付義務)。
- ◆ 適格請求書を交付できるのは、登録を受けた適格請求書発行事業者に限られますが、適格請求書発行事業者の登録を受けるかどうかは、事業者の任意です。
 ただし、登録を受けなければ、適格請求書を交付することができないため、取引先が仕入税額控除を行うことができませんので、このような点を踏まえ、登録の必要性をご検討ください。

登録申請書は、e-Taxにより提出ができます! (令和3年10月1日~)

3 適格請求書発行事業者の義務等

適格請求書発行事業者には、原則、以下の義務が課されます。

- 適格請求書の交付義務
取引の相手方(課税事業者)の求めに応じて、適格請求書(又は適格簡易請求書)を交付する義務
 - 適格返還請求書の交付義務
売上げに係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
 - 修正した適格請求書の交付義務
交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)に誤りがあった場合に、修正した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)を交付する義務
 - 写しの保存義務
交付した適格請求書(又は適格簡易請求書、適格返還請求書)の写しを保存する義務
- ※適格請求書発行事業者が、偽りの記載をした適格請求書を交付することは、法律によって禁止されており、違反した場合の罰則も設けられています。



交付義務の免除

◆ 適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

適格請求書の記載事項

◆ 適格請求書の様式は、法令等で定められておらず、適格請求書として必要な事項が記載された書類(請求書、納品書、領収書、レシート等)であれば、その名称を問わず、また、手書きであっても、適格請求書に該当します。

【記載事項】 ○ 下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。

○ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

適格請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び 適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書 △△商事株式会社
株〇〇〇 御中 ← ⑥ 登録番号 T012345...
11月分 131,200円 ① ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

④ * 軽減税率対象

適格簡易請求書

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び 登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等又は適用税率

スーパー〇〇
××年11月30日 東京都... 登録番号 T0123456...
①

領収書

ヨーグルト*	1	¥108
カップラーメン*	1	¥216
ビール	1	¥550
合計		¥874
8%対象		④ ⑤ ③ ④
(内 消費税額)		¥24
10%対象		④ ⑤ ③ ④
(内 消費税額)		¥50
お預り		¥1,000
* 軽減税率対象		⑤
お釣		¥126

⑤ 適用税率又は消費税額等のどちらかを記載
※ 両方記載することも可能